

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月まで

申立期間は、実家の A 県で生活しており、亡くなった父が 20 歳の時に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。父は生前に年金制度の重要性をよく話していたことから、申立期間の保険料も自身の保険料と併せて納付してくれていたと思うので、調査して記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の父親は申立期間を含め国民年金の未納期間は無いことが確認できること等から、申立人の父親について、国民年金の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時の居住地における国民年金保険料の納付方法は、納税組合が現年度保険料を集金していたことが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 4 月 17 日に払い出されているものの、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、当該地域では、申立期間当時において国民年金の加入手続日以降に国民年金手帳記号番号の払出しが行われていることがうかがえることから、20 歳の時に父親が国民年金の加入手続をして、父親自身のものと併せて二人分の保険料を納付してくれていたとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 8 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と異なるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所及び年金事務所共に申立期間当時の書類は保存期限経過のため廃棄済みであり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた平成 14 年 11 月から 15 年 5 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が従前より下がっているが、実際の給与は下がっていない。
給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、平成 15 年 2 月 7 日付けで、14 年 11 月 1 日にさかのぼって 32 万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の申立人を含む厚生年金保険の被保険者 11 人全員についても、申立人と同様に、平成 15 年 2 月 7 日付けで、14 年 11 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認でき、また、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、社会保険事務担当者は、社会保険事務所の職員から報酬を下げて保険料を減額する旨の説明を受けたと述べている。

さらに、申立人から提出された給与支給明細書を見ると、平成 14 年 11 月 1 日に標準報酬月額の改定を行うべき固定的賃金の変動は無く、当該標準報酬月額の改定は事実即したのではないことが確認できる。

加えて、申立人は標準報酬月額の改定についての説明は無かったとしており、登記簿謄本により申立人が当該事業所の役員ではなかったことが確認で

きる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 2 月 7 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
給料支給明細書を見ると厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、昭和49年3月について被保険者期間に空白が生じている。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書、B社から提出された賃金台帳兼所得税源泉徴収簿並びにA社に係る出向者原簿、C健康保険組合から提出された被保険者台帳及び雇用保険被保険者記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C健康保険組合から提出された被保険者台帳によると、申立人のA社の資格喪失日は昭和49年4月1日であることが確認できる。

さらに、C健康保険組合の担当者からは、「健康保険と厚生年金保険の資格の得喪等の届出は、同一の書類で同時に行っており、申立期間当時の資格喪失届は複写式の様式を使用していた。」と回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合の被保険者台帳の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成 13 年 4 月から同年 12 月までは 30 万円、14 年 1 月は 28 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 30 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 28 万円、15 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 7 月、同年 8 月、16 年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、18 年 9 月から同年 12 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 19 年 1 月 30 日まで
給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額とが相違している。給与賞与明細書を提出するので、標準報酬月額の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人が所持する給与賞与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から同年 12 月までは 30 万円、14 年 1 月は 28 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 30 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は

30万円、同年9月は22万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、15年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年7月、同年8月、16年9月及び同年10月は22万円、18年9月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与賞与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与賞与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年5月については、申立人が所持する給与賞与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、給与賞与明細書に記載された給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

また、申立期間のうち、平成15年4月、同年12月から16年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間について、申立人が所持する給与賞与明細書及び事業主が保管する賃金台帳に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致しており、この一方で、15年5月、同年9月及び同年10月について、申立人が所持する給与賞与明細書及び事業主が保管する賃金台帳に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも低額であるとともに、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致しているほか、同年6月及び同年11月について、申立人が所持する給与賞与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額及び当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はすべて一致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年5月、15年4月から同年6月までの期間、同年9月から16年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年1月28日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社D工場における資格喪失日は、昭和29年2月28日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月28日から同年3月1日まで
② 昭和29年2月27日から同年2月28日まで

私は、A社において、昭和25年から平成3年まで途中退職することなく勤務した。

申立期間①については、A社D工場が新設されることとなったため、同社E工場から1日の空白期間も空けることなく赴任した。

申立期間②についても、A社D工場から同社F工場へ1日の空白期間を空けることなく転勤しているので、記録が1日だけ抜けているのは事務手続のミスではないかと思う。

調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人の入社日は昭和25年4月10日、退職日は平成3年3月10日であり、申立人が申立期間①及び②において、継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、申立人は、自身が勤務していたとするA社D工場は、当時工場設立に向けての準備期間であったと述べているところ、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録により、昭和26

年8月1日であることが確認できる。しかし、i) 同社D工場が適用事業所となる前の期間のうち同年3月1日以降については、同じ県内にあった同社C工場の記録が確認できること、ii) 同社C工場の被保険者名簿において、申立人の記録の備考欄には「D支部転勤」と記載されていること、iii) 申立人が準備期間の同僚として名前を挙げた5人は、同社D工場が適用事業所となる前の期間において、同社C工場で被保険者記録が確認でき、それらがすべて同年3月1日以降の資格取得であることから、同日以降において同社D工場転勤者を一時的に同社C工場において資格を取得する取扱いがなされたものと推認できる。

また、前記同僚5人のうち2人については、A社C工場における被保険者資格取得日と異動前の同社G工場における資格喪失日は同日となっており、被保険者期間に空白期間が無いことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立人が昭和26年3月1日より前である設立準備期間の当初からH職として設立準備業務に携わっていたと述べている上、新設工場準備期間のみ労働条件が変更となった特段の事実も確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場の被保険者名簿の昭和26年3月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社には当時の異動日が確認できる記録は残されていないものの、退職者名簿等により継続して勤務していたことが確認できる。

したがって、申立人のA社D工場における資格喪失日は、昭和29年2月28日と認められる。

奈良国民年金 事案 975 (事案 712 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 47 年 8 月までの期間及び 48 年 2 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月から 47 年 8 月まで
② 昭和 48 年 2 月から 49 年 12 月まで

昭和 46 年に帰化が認められ、その 3 か月後に A 市 B 区役所から「帰化されたので 20 歳にさかのぼって保険料を納められます。」という内容の案内が届いたので、区役所へ加入手続に行った。窓口で加入手続と同時に 20 歳以降の保険料を一括で支払ったことを覚えている。

前回の申立てについては、納付していたことを認めることはできないとの回答であったが、昭和 46 年に帰化が認められ、B 区役所に保険料を一括払いしたことは間違いない。帰化の時期が昭和 50 年であったとされるなど行政側の不適切な事務処理が原因で生じた問題を、国民の不利益としないよう再度審議を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年に帰化が認められ、3 か月後に A 市 B 区役所から「帰化されたので 20 歳にさかのぼって保険料を納められます。」という案内をもらったことがきっかけで加入手続をし、20 歳以降の国民年金保険料を納めたと主張しているが、申立人に係る戸籍謄本及び外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書から、50 年 5 月 8 日に帰化が認められたことが確認でき、46 年当時、C 市に外国人登録をしていた申立人に対し、居住地を把握していない B 区役所が案内を送ることは不可能であること、外国籍であった帰化前の期間の国民年金保険料を納めることはできず、そのような説明をするとは考え難いこと、一括払いしたとする保険料額が実際に必要となる保険料額とは大きく異なることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12

月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、外国籍であった帰化前の期間の国民年金保険料を納めることはできないとの理由で前回認められなかった期間について、昭和 46 年には既に帰化しており納付が可能であったはずである、帰化の日付が 50 年 5 月 8 日となっているのは官報告示が遅れた結果であると申し立てている。

しかし、法務省に対し申立人の帰化に係る資料が保管されていないか照会したところ、申立人が提出した申請書類から、昭和 50 年 5 月 8 日付けで官報告示され帰化の効力が生じたことが確認できるとの回答があった。

また、B 区役所から提出された外国人登録原票の写しから、申立人が昭和 47 年 2 月 21 日に C 市役所で、50 年 2 月 6 日に B 区役所で、それぞれ外国人登録の更新手続きを行っており、その時点で帰化前だったことが確認できる。

これらのことから申立人が昭和 46 年には既に帰化していたので納付が可能であったとの主張は認められない上、行政側の過誤をうかがわせる資料も確認できない。そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 976 (事案 187 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 49 年 12 月まで

前回の申立てで、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと通知されたが、私は国民年金への加入手続を行った際に、20 歳となった昭和 42 年*月からの期間を納付済みとするための保険料として、5 万から 6 万円くらいの現金を A 市役所 (旧庁舎) で一括納付した記憶がある。

国民年金への加入については、昭和 48 年に母が隣人から教えられ、さらにそれを私に教えてくれたため行ったもので、母が国民年金に加入した少し後に手続きしたことを覚えているので、前回の申立てに対する結果に納得することはできない。再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金については、昭和 52 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出され、42 年 4 月にさかのぼって被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、国民年金手帳記号番号が払い出された 52 年 3 月の時点で、申立期間は時効により保険料が納付できない上、特例納付実施期間でもないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付について、「昭和 48 年に母が隣人に教えられて、国民年金へ加入し、その少し後に、自分も国民年金に関する手続きを行い、保険料として 5 万から 6 万円くらいを納付した。」と述べているところ、申立人の母の国民年金手帳記号番号は、45 年 6

月 12 日に隣人と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の母は、同年 4 月 24 日に任意加入で被保険者資格を取得しており、制度上、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となることから、同日に国民年金への加入手続を行ったと考えられ、申立人の主張と符合しない。

また、申立人が保険料を一括納付したと説明する昭和 48 年は、特例納付が実施されていない期間であり、国民年金保険料を一括納付することができない。

さらに、申立期間に係る A 市の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

以上のことから、申立人の再申立てに係る主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から同年 12 月まで

自分の年金記録のうち、昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの期間が未納となっていることに気付いたので年金手帳を確認したところ、被保険者となった日が同年 9 月 11 日と明記されている上、A 市のゴム印が押してあるのも確認できた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が、昭和 51 年 9 月 11 日と記載されていること、及び A 市のゴム印が押されていることを根拠として、申立期間の保険料は納付していたと述べているが、初めて被保険者となった日とは国民年金の被保険者資格を取得した日であり、保険料を納付した日を表すものではない上、同市のゴム印についても保険料を領収したことを表すものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 13 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間に続く 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料が 54 年 3 月 26 日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は同年 3 月ごろに行われ、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金への加入手続が行われたと推認される昭和 54 年 3 月は第 3 回特例納付制度の実施期間内であるが、A 市の旧台帳に添付されていた保険料額を説明するために作成されたとみられるメモには、「国民年

金 S51.9.11～S52.4.1 納付する金額は $1,400 \times 3 = 4,200$ 円」と記載されており、申立期間の保険料は計上されていない上、特例納付を行った形跡もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年3月まで
ねんきん特別便が来て、申立期間が未納であることが分かった。申立期間は大学生であったが、母が私に代わって国民年金をA駅の南側の金融機関で納付してくれていた。明細などは処分してしまっているが、国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は平成10年10月22日に付番されており、当該時点において申立期間は時効となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親の加入手続の記憶があいまいである上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から47年3月まで

私は、昭和42年6月にA市に転入し、それまでの未納分の国民年金保険料をA市役所の出張所で一括して納付しており、その後、A市及びB市に居住していた期間については、集金により継続して保険料を納付していた。

しかし、年金記録では、申立期間は保険料が未納と記録されており納付できない。また、社会保険事務所（当時）に対する照会の結果について、送付されてきた書類の旧姓が誤っていることから、社会保険事務所の調査内容に納付がいかないの、徹底して調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月にA市に転入し、それまでの未納分の国民年金保険料をA市役所の出張所で一括して納付し、その後、A市及びB市に居住していた期間については、集金により継続して保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間について、申立人の国民年金保険料は未納とされていることが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、A市役所の出張所において、申立人自身が国民年金保険料の一括納付を行ったとしているが、一括納付に係る納付金額、納付時期等について、申立人の記憶は不明である。

さらに、申立人は、「社会保険事務所に対する照会の結果について、送付されてきた書類の旧姓が誤っていることから、社会保険事務所の調査内容に納付がいかない。」と主張しているところ、国民年金保険料納付記録の照会について（回答）によると、当該主張どおり、申立人の旧姓が誤っているこ

とが確認できるが、申立人が所持している国民年金手帳、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び国民年金手帳記号番号払出簿には、旧姓について正しく記載されていることが確認できることから、このことをもって申立期間の国民年金保険料の納付を推認することはできない。

加えて、申立人が現在所持している国民年金手帳には「C受付」と記載されていることが確認でき、申立人は、「これは、A市役所の出張所で保険料を一括納付した際に窓口の職員の名前を記録したものである。」と主張しているが、A市に当該主張内容について照会したところ、同市では、「申立期間当時の当市役所及び出張所の全職員の人事記録を確認したが、C姓の職員は確認できなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 6 日から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 日まで
③ 昭和 46 年 12 月 20 日から 50 年 6 月 1 日まで

脱退手当金を受け取ったことになっているが、将来の年金の受取額が多くなるように思っていたので、脱退手当金の説明を受けたとしても断っていたはずだ。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 50 年 12 月 9 日付けで社会保険事務所（当時）へ提出されており、請求書類には事業所作成の退職所得の受給に関する申告書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、当該脱退手当金は申立人の当時の住所地に近い郵便局に送金されたことが確認できる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿にも、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が記されているとともに、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 21 日から 10 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が誤っていた。一部の期間については訂正されたが、2年以上さかのぼる訂正は行われなかった。厚生年金保険料は、現在の記録どおりの低い金額が控除され、実際の給与に基づく金額が控除されてはいなかったが、申立期間の給与は記録にある標準報酬月額を大きく上回っている。調査して厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 7 月から 9 年 4 月までの期間については、申立人が所持する給与振込記録のある預金通帳により、申立人が、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められる。

しかし、A社は申立人に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の同僚であった妻は、「給与から控除されていた厚生年金保険料は、実際に支給されていた給与の金額を基に計算したものではなく、低く届け出された報酬月額に基づき計算された金額であった。」としており、別の同僚の源泉徴収票等においても、申立人の同僚であった妻の証言どおりのことが確認できる。

また、申立人も、申立期間の給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した額と同じであり、実際の給与を基に算出された金額ではないとしている。

これらのことから、申立てに係る事業所は、従業員に支払った給与額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となつて

いたと推認され、また厚生年金保険料については、オンライン記録の標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。

なお、申立人は、厚生年金保険料の徴収時効にかからない期間についてのみ社会保険事務所において記録が訂正されたことから、訂正されなかった期間について年金記録確認第三者委員会において訂正がなされるのではないかと考え申し立てたとのことであるが、当委員会において厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、オンライン記録の標準報酬月額から算出された厚生年金保険料と同額の保険料が給与から控除されていた場合は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 939 (事案 393 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
② 昭和 31 年 3 月ごろから 34 年 10 月ごろまで

申立期間①の A 社における厚生年金保険の加入記録が 2 か月しかないが、少なくとも半年か 1 年程度勤務していたはずだ。申立期間②の B 社では、昭和 31 年ごろから 3 年間ほど勤めた。厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) C 社は厚生年金保険適用事業所としての記録は無く、法務局にも登記は見当たらないこと、ii) 申立人が同僚として氏名を挙げた者には連絡先の判明した者がおらず、申立期間当時の事業所の状況及び申立人の勤務の状況を確認することができないことから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①に勤務した A 社は、勤務した期間に比べて厚生年金保険の被保険者期間が短すぎる。また、申立期間②については、C 社ではなく B 社に、3 年間ほど勤務したにもかかわらず、被保険者記録が見当たらないとして、新たな申立てを行っている。

申立期間①について、A 社の事業主は、申立人を記憶しているものの、資料等が無いため勤務期間等については確認できないとしており、同僚に照会しても、申立人の入社時期について記憶している旨の回答は得られなかった。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、いずれも資格取得日が昭和 31 年 1 月 4 日、資格喪失日が同年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している上、同社の事業主は、入社日から厚生年金保険に加入させていたが、

従業員の個々の事情により、入社と同時に加入させないこともあったと証言しており、申立人の同年1月4日より前の同社における厚生年金保険の適用について確認できない。

申立期間②について、昭和30年代前半はB社で3年間ほど勤務していたと主張しているが、B社の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の同社における入社及び退職した時期の特定ができない。

また、B社の同僚から名前の挙がった従業員に、同社における厚生年金保険の記録の無い者が複数確認できることから、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の同社における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 29 日まで
② 昭和 36 年 12 月 29 日から 38 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月から 36 年 12 月 29 日までは A 社、38 年 2 月から次の事業所に勤務するまでは B 事業所にそれぞれ勤務した。両事業所の事業主は、同一人物であった。また、昭和 36 年 12 月 29 日から 38 年 1 月まで C 事業所にアルバイトとして勤務した。

年金記録について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社の所在地、事業主の名前及び業務内容を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、複数の同僚からは、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

また、当時の役員の連絡先にアンケートを送付したが、あて先不明により返送されており、申立人の同社における厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前を確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、C 事業所の所在地及び業務内容を具体的に記憶していることから、同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたとする C 事業所は、オンライン記録により、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名等を記憶しておらず、申立人のC事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

申立期間③について、申立人がB事業所の具体的な所在地、事業主の名前及び業務内容を記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年7月1日であり、申立期間③当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の役員の連絡先にアンケートを送付したが、あて先不明により返送され、あるいは入社前のことであるため回答できないとされており、申立人のB事業所における厚生年金保険の適用について確認できず、また、複数の同僚からは、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

このほか、申立期間①、②及び③において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等はなく、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

A社に勤務していた平成5年4月から6年6月までの標準報酬月額が、賃金支払明細書の支給金額よりも低くなっている。

当時の賃金支払明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する平成5年4月から6年6月までの賃金支払明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から25年12月31日まで

私は、申立期間について、知人の紹介でA市B区C町にあったD社に勤務をしていた。主な仕事内容は、お客様の受付や経理補助などであった。同社に勤務していながら、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所名での商業登記及び厚生年金保険の適用事業所の記録は見当たらないものの、事業所名が類似するE社については、商業登記簿により、昭和25年5月13日に申立人が記憶している事業所所在地付近に設立されたことが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚等4人の氏名がすべて確認できることから、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和29年1月1日であり、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人が氏名を記憶している同僚等4人についても同日以降の厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、E社は昭和43年4月13日に解散しており、申立人が記憶している同僚等4人も死亡又は連絡先不明であったため、申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同社の厚生年金保険新規適用日以降の期間の被保険者記録が確認できる元従業員6人のうち

1人は、「会社が厚生年金保険に加入する前から勤務していたが、加入前の給与からは厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。